

各校園長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかるマイカー等通勤の緩和について（通知）

標題について、平成26年11月13日付け教委校（全）第41号「マイカー通勤禁止の再徹底について（通知）」により、定時性、安全性の観点から公共交通機関での通勤を原則とし、特別な事情等による真にやむを得ない理由が認められるマイカー通勤（自動車、自動二輪車及び原動機付自転車により自宅から勤務地までの間を往復することをいう。）に限り、届出に基づき認定を行ってきたところである。

しかしながら、全国各地において新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大し、収束が見込めない状況となっていることから、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出された。この趣旨に鑑み、多くの方が公共交通機関に集中することを避け、教職員間や子どもへの感染の拡大を防止するためにも、当面の間、次のとおり、マイカー等通勤を緩和することとする。

1 対象者

公共交通機関を利用して通勤している全教職員（会計年度任用職員を含む）

2 実施期間

本通知日から教育長が定める日まで（現時点においては、緊急事態宣言の出されている期間を想定）

3 手続き方法

別添「新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかるマイカー等通勤届」を各校園長へ提出
届出の認定は校園長が行うこととし、通勤届の学校運営支援センターへの提出は不要です。

4 その他

- ・自転車通勤、徒歩での通勤も可能とする
- ・校園長が安全確保を十分に行うことを前提として、学校園敷地内での駐車（駐輪）を可能とする（別紙Q A参照）
- ・別添「新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかるマイカー等通勤届」の『遵守事項』を確認のうえ届出すること
- ・その他の注意事項については、別紙Q Aを参照すること

【問合せ先】

○通勤手当及び勤務条件制度について

教職員給与・厚生担当（制度）（電話：6208-9131）

○公務災害について

教職員給与・厚生担当（福利厚生）（電話：6208-9138）

○通勤手当及び勤務条件制度並びに公務災害以外について

教職員人事担当（服務監察）（電話：6208-9059）